

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の18の規定に基づき、防衛医科大学校卒業生の償還に関する訓令を次のように定める。

昭和55年8月1日

防衛庁長官 大村 襄 治

防衛医科大学校卒業生の償還金の償還に関する訓令

		改正
昭和57年	9月28日	庁訓第25号
昭和59年	3月24日	庁訓第9号
昭和59年	6月30日	庁訓第37号
平成元年	3月4日	庁訓第6号
平成8年	2月29日	庁訓第9号
平成19年	1月5日	庁訓第1号
平成23年	4月1日	省訓第16号
平成30年	8月31日	省訓第37号
令和元年	5月31日	省訓第5号
令和2年	12月28日	省訓第67号

（趣旨）

第1条 この訓令は、自衛隊法施行令（以下「令」という。）第120条の15から第120条の18までの規定に基づく防衛医科大学校卒業生（以下「卒業生」という。）の償還金の償還に関し必要な事項を定めるものとする。

（償還金の金額等の通知）

第2条 防衛医科大学校長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長等」という。）は、令第120条の16第1項に規定する償還義務者（以下「償還義務者」という。）の償還すべき償還金の金額等について、令第120条の15第1項第1号に規定する離職の日（以下「離職の日」という。）に別記様式第1号又は別記様式第1号の2による償還金の金額等通知書により当該償還義務者に通知するものとする。ただし、離職の日が当該償還義務者の卒業日（卒業生が当該教育訓練を修了した日をいう。以下同じ。）の属する年の9月1日前であるときは、卒業日の属する年の9月1日に通知するものとする。

（半年賦償還の承認）

第3条 償還義務者は、令第120条の16第2項に規定する事情があるときは、その旨を離職の日以後速やかに、幕僚長等に申し出るものとする。

2 幕僚長等は、償還義務者から前項の申出があったときは、当該事情を確認の上、その旨を直ちに防衛大臣に上申しなければならない。この場合において、幕僚長等は、前条に規定する償還金の金額等通知書の写しを添付するものとする。

3 防衛大臣は、前項の上申に基づき償還できないやむを得ない事情があると認めるときは、2年の範囲内の半年賦の均等償還ができる旨幕僚長等を経由して償還義務者に通知するものとする。

（償還金償還計画書の提出）

第4条 令第120条の16第2項に規定する償還金償還計画書の様式は、別記様式第2号のとおりとし、償還義務者が前項の規定により償還金償還計画書を防衛大臣に提出す

るときは、幕僚長等を経由して行うものとする。

(保証人の変更手続)

第5条 償還義務者は、令第120条の16第2項の規定により立てた保証人を変更しようとするときは、別記様式第3号による保証人変更承認願を幕僚長等を経由して防衛大臣に提出しなければならない。

(償還金償還免除の手続)

第6条 償還義務者は、令第120条の17の規定により償還金の償還の免除を受けようとするときは、別記様式第4号による償還金償還免除願に医師の診断書を添付の上幕僚長等を経由して防衛大臣に提出しなければならない。この場合において、幕僚長等は、意見書を添付するものとする。

2 防衛大臣は、令第120条の17に規定する心身障害の程度区分を認定する上で特に必要と認めるときは、医師を指定して診断を受けるよう償還義務者に指示することができる。

3 防衛大臣は、令第120条の17の規定により償還金の償還を免除したときは、別記様式第5号による償還金償還免除通知書を幕僚長等を経由して当該償還義務者に交付するものとする。

(防衛大臣に対する報告)

第7条 幕僚長等は、別記様式第6号による償還義務者に関する報告書を年度ごとにとりまとめ、翌年度の4月30日までに防衛大臣に報告しなければならない。

(委任規定)

第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長等が定める。

2 幕僚長等は、前項の規定により必要な事項を定めたときは、これを防衛大臣に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則 (昭和57年9月28日庁訓第25号)

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月24日庁訓第9号)

この訓令は、昭和59年3月24日から施行する。

附 則 (昭和59年6月30日庁訓第37号) (抄)

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月4日庁訓第6号) (抄)

1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。

5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則 (平成8年2月29日庁訓第9号)

この訓令は、平成8年2月29日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号) (抄)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日省訓第 16 号）（抄）

- 1 この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 8 月 30 日省訓第 37 号）

この訓令は、平成 30 年 8 月 31 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 31 日省訓第 5 号）

- 1 この訓令は、令和元年 5 月 31 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和 2 年 12 月 28 日省訓第 67 号）

- 1 この訓令は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

（償還義務者氏名） 殿

幕僚長等

償還金の金額等通知書

貴殿の自衛隊法施行令第120条の15に規定する償還金額は、次のとおりです。

1 償還金額 円

算出根拠

- (1) 自衛隊法施行令第120条の15第1項第1号イ
に定める金額 円……①
- (2) 勤続期間 月……②
(卒業日の属する月の翌月から離職の日の属する月までの月数)
- (3) 自衛隊法施行令第120条の15第2項各号に
定める月数の合計月数 月……③
- (4) 算定方式

$$\text{① 円} \times \frac{108\text{月} - (\text{② 月} - \text{③ 月})}{108\text{月}}$$

2 償還方法等

- (1) 上記の金額を自衛隊法施行令第120条の16第1項の規定により、年 月 日までに償還しなければなりません。ただし、同条第2項の規定により、病気その他上記の期限内に償還できないやむを得ない事情があると認められた場合は、保証人2人を立て、償還金償還計画書を年 月 日までに提出して下さい。
- (2) 自衛隊法施行令第120条の17（心身障害の場合の償還免除）の規定により、防衛庁告示第179号（57. 10. 2）に該当する者は、償還金償還免除願を提出して下さい。

別記様式第1号の2（第2条関係）

第 号
年 月 日

（償還義務者氏名） 殿

幕僚長等

償還金の金額等通知書

貴殿の自衛隊法施行令第120条の15に規定する償還金額は、次のとおりです。

1 償還金額 円

算出根拠

- (1) 自衛隊法施行令第120条の15第1項第1号ロ又はハに定める金額 円……①
- (2) 勤続期間 月……②
(卒業日の属する月の翌月から離職の日の属する月までの月数)
- (3) 自衛隊法施行令第120条の15第2項各号に定める月数の合計月数 月……③
- (4) 算定方式

$$\text{① 円} \times \frac{72\text{月} - (\text{② 月} - \text{③ 月})}{72\text{月}}$$

2 償還方法等

- (1) 上記の金額を自衛隊法施行令第120条の16第1項の規定により、年 月 日までに償還しなければなりません。ただし、同条第2項の規定により、病気その他上記の期限内に償還できないやむを得ない事情があると認められた場合は、保証人2人を立て、償還金償還計画書を年 月 日までに提出して下さい。
- (2) 自衛隊法施行令第120条の17（心身障害の場合の償還免除）の規定により、防衛庁告示第179号（57. 10. 2）に該当する者は、償還金償還免除願を提出して下さい。

別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日

防衛大臣 殿
（幕僚長等経由）

（償還義務者氏名）

償還金償還計画書

自衛隊法施行令第120条の16第2項の規定により、次のとおり提出します。

償還義務者	氏名		卒業年月日	年月日			
	生年月日	年月日(満歳)	離職年月日	年月日			
	本籍	都道府県					
	現住所	電話番号					
	離職後の勤務先又は連絡先	電話番号					
自衛隊法施行令第120条の16第1項に規定する期限内に償還できない事由（具体的に）							
償還金額	円						
償 還 計 画							
償還回数	償還年月日	償還金額	合計	償還回数	償還年月日	償還金額	合計
1		円	円	3		円	円
2				4			
防衛大臣 殿 上記の者の償還金の償還に関する一切の債務を保証します。 保証人氏名 ㊟ 保証人氏名 ㊟							
保証人	氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年月日(満歳)	続柄又は本人との関係		
	現住所		収入(年額)	不 動 産		公租公課(年額)	
	本籍	都道府県	万円	土地	建物	万円	万円
保証人	氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年月日(満歳)	続柄又は本人との関係		
	現住所		収入(年額)	不 動 産		公租公課(年額)	
	本籍	都道府県	万円	土地	建物	万円	万円

- 注 1. 保証人は、印鑑証明書を添付すること。
 2. 保証人は、前年度の収入額証明書又は納税額証明書を添付すること。
 3. 償還義務者又は保証人は、住所その他身上に関する重要な事項に異動があつた場合は、書面で通知すること。
 4. 償還義務者は、本計画書を離職の日から2週間以内に提出しない場合には、国の債権の管理等に関する法律第16条の規定により、期限の利益を失うこととなります。

別記様式第3号（第5条関係）

年 月 日

防衛大臣 殿
（幕僚長等経由）

（償還義務者氏名）

保証人変更承認願

私の償還金の償還に係る保証人を、次のとおり変更したいので、承認願います。

年 月 日

防衛大臣 殿

（新保証人氏名）

（旧保証人氏名）に代わつて保証人となり、上記の者の償還金の償還に関する一切の債務を保証します。

新 保 証 人	氏名		生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成 令和	年 月 日（満 歳）	続 又 本 人 と の 関 係	柄 は の 係	
	現住所	電話番号	収 入 (年額)	不 動 産		公 租 公 課 (年 額)		
	本 籍	都道府県	万円	土 地	建 物	万円	万円	万円
変 更 し よ う と す る 理 由								

- 注 1. 保証人は、印鑑証明書を添付すること。
2. 保証人は、前年度の収入額証明書又は納税額証明書を添付すること。
3. 償還義務者又は保証人は、住所その他身上に関する重要な事項に異動があつた場合は、書面で通知すること。

別記様式第4号（第6条関係）

年 月 日

防衛大臣 殿
（幕僚長等経由）

（償還義務者氏名）

償還金償還免除願

自衛隊法施行令第120条の17の規定により、次のとおり、償還金の償還を免除されたく承認願います。

償 還 金 額	円
償 還 済 の 金 額	円
心身障害の状態となつた日以後に償還しなければならない期日の到来する償還すべき金額	円
免除を受けようとする額	全額・4分の3に相当する額
心 身 障 害 の 程 度 （ 具 体 的 に ）	

- 注 1. 償還義務者は、医師の診断書を添付すること。
2. 償還義務者は、免除を受けようとする額欄の該当する事項を○で囲む。

別記様式第5号（第6条関係）

年 月 日

（償還義務者氏名） 殿

防 衛 大 臣

償 還 金 償 還 免 除 通 知 書

貴殿の償還金償還免除については、自衛隊法施行令第120条の17の規定に基づき、次のとおり免除します。

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 免除した金額 | 円（全額・4分の3に相当する額） |
| 2 免除後の償還すべき金額 | 円 |

別記様式第6号（第7条関係）

年 月 日

防衛大臣 殿

幕 僚 長 等

年度 償還義務者に関する報告書

償 還 義務者 氏 名	卒 業 年月日	離 職 年月日	離 職 の理由	償 還 金 額			備 考
				自衛隊法施行令第120条の16第1項による償還金額	自衛隊法施行令第120条の16第2項による償還金額		
					償還金額内訳	納入日又は納入予定日	
合 計	名						

- 注 1. 償還義務者が死亡した場合は、備考欄に死亡年月日、償還済の金額を記入すること。
2. 償還義務者が心身障害により償還金を免除された場合は、備考欄に免除年月日、免除の金額を記入すること。